

令和3年第9回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年9月3日（金）

江東区教育委員会

令和3年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年9月3日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年9月3日（金）午前11時57分
- 3 開会場所 江東区役所（61・62会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、池田庶務課長、太田整備担当課長、大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長、菅原青少年課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第15条 令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 議案第16条 令和3年度江東区一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第3 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第4 議案第18号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約）
 - 日程第5 議案第19号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第二大島中学校改築工事請負契約）
 - 日程第6 議案第20号 図書館の指定管理者の指定について
 - 日程第7 議案第21号 青少年交流プラザの指定管理者の指定について
- 7 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 教育センター改修工事に伴うコミュニティ広場の利用中止について
 - (3) 令和2年度江東区のとしょかん（事業概要）について
 - (4) 第二次江東区子ども読書活動推進計画の進捗状況について
 - (5) 第三次江東区子ども読書活動推進計画の策定について
 - (6) 令和3年度特別整理期間に伴う東陽図書館の休館について
 - (7) 令和4年成人式の開催について
- 8 協議事項
 - (1) 東陽図書館の館内整理日の変更について

9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより、令和3年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨、3名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により、傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

本多教育長 本日の会議について、理事者である半田学校施設課長は欠席となります。御了承ください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第15号 令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第15号 令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。資料1、令和2年度江東区一般会計決算（教育委員会事務局）に基づいて御説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、1ページの令和2年度江東区款別決算総括を御覧願います。2年度の区全体の歳入決算額は2,602億9,757万3,999円、歳出決算額は2,532億5,596万6,601円で、差引き収支は70億4,160万7,398円の黒字となっております。

次に、第7款、教育費の歳入歳出について御説明申し上げます。2ページの歳入歳出決算総括を御覧願います。教育費に係る歳入決算額は38億2,053万6,430円で、予算額に対する収入率は85.4%であります。また、歳出決算額は350億2,110万3,152円で、執行率は91.4%であります。

続きまして、3ページから5ページまでの歳入事項別明細書を御覧ください。こちらは教育費の歳入各款各項の内訳について記載されたものとなっております。

次に、6ページの歳出事項別明細書を御覧ください。6ページから最後の32ページまでは教育費の歳出についての明細となりますが、主な歳出については順に御説明申し上げます。第1項、教育総務費の決算額は139億9,633万3,040円で、執行率は96.2%であります。第1目、教育委員会費は教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要

した経費であります。第2目、事務局費は、教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した経費であります。

2枚おめくりいただきまして、9ページを御覧願います。右説明欄上段の事業2、教育推進プラン進行管理事業は、2年度は第2期教育推進プラン・江東を策定いたしました。9ページ下部を御覧ください。第3目、教育指導費は、教職員、児童、生徒への指導及び教育に関する調査研究等に要した経費であります。

10ページ、右説明欄中段の事業5、確かな学力強化事業は、2年度より、小学校等の学びスタンダード強化講師の配置教科に英語を追加いたしました。

続きまして、右説明欄下段の事業8、オリンピック・パラリンピック教育推進事業は、2年度は、気運醸成のため、全公園で花を育成する江東☆花いっぱい運動を実施いたしました。

13ページを御覧願います。右説明欄上段の事業1、適応指導教室事業は、2年度は南砂中学校内に中学生を対象としたブリッジスクールを新たに開設いたしました。右説明欄中段の事業3、スクールカウンセラー派遣事業では、2年度はSNSを活用した教育相談事業を通年で実施いたしました。また、事業4、スクールソーシャルワーカー活用事業は、2年度より、スクールソーシャルワーカーを1名増員したほか、新たにオンライン相談を実施できるように、ICT環境を整備いたしました。さらに、下段の事業1、教育指導事務は、2年度より教職員の負担軽減を図り、児童生徒への指導等に注力できる環境をサポートするため、教職員を対象とした勤怠管理システムを導入いたしました。

14ページを御覧願います。第4目、教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、教育相談事業は、2年度は新たにオンライン相談を実施できるように、ICT環境を整備いたしました。

15ページを御覧願います。第5目、教育施設建設費は、教育センター改修事業に要した経費であります。第6目、放課後支援費は、放課後支援事業等に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、放課後こどもプラン事業は、江東きつずクラブの運営に要した経費であります。民営50施設の運営委託料等に加え、新型コロナウイルス感染症対策として、2年度は全ての施設に感染防止用品を購入、配布いたしました。

16ページを御覧願います。右説明欄中段の事業3、私立学童クラブ臨時休所支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休所、登園自粛に係る利用料の日割り減額等による減収分を補助いたしました。第7目、放課後支援施設建設費は、放課後支援施設の整備、改修等に要した経費であります。2年度は、きつずクラブ平久、きつずクラブ東雲第三、きつずクラブ南砂六丁目において、老朽化に伴う施設及び付帯設備の改修等を実施いたしました。

17ページ中段を御覧願います。続きまして、第2項、小学校費でございます。決算額は107億9,428万4,450円で、執行率は86.8%であります。第1目、学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、小学校管理運営事業は、2年度は新型コロナウイルス感染症対策として全校に携帯電話を配備したほか、感染症対策や学習保障支援などの経費を追加配当いたしました。

19ページを御覧願います。右説明欄上段の事業2、小学校移動教室代替事業は、移動教室の代替として、思い出づくりの事業を実施いたしました。また、下段の事業1、小学校校舎維持管理事業は、校舎等の維持管理に要した経費ですが、2年度は、学校用務職員、警備職員の退職不補充により、用務業務委託校を2校、機械警備校を1校追加しております。

20ページを御覧願います。右説明欄上段の事業2、小学校教育情報化推進事業は、2年度は小学校1年生から4年生の全ての普通教室に電子黒板を配備したほか、インターネット環境がない家庭にタブレット端末、ルーターを貸与し、全児童が利用可能なオンライン学習アプリを導入いたしました。また、3年度からの1人1台のタブレット端末貸与に向け、LAN環境等の整備及びパイロット校での事前検証を実施いたしました。第2目、教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経費であります。

21ページを御覧願います。第3目、学校給食費は、学校給食の運営に要した経費であります。右説明欄上段の事業1、小学校給食運営事業は、2年度は、学校における新しい生活様式と感染症対策を習得するためのヒトサラ給食の食材費を公費負担いたしました。第4目、学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、小学校保健衛生事業は、2年度は感染防止用品を購入したほか、入学前の健康診断において看護師等を配置いたしました。

22ページを御覧願います。第5目、学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要した経費であります。

22、23ページは、各学校における改築・改修事業等の経費となっております。

続きまして、第3項、中学校費でございます。決算額は70億1,395万8,550円で、執行率は88.2%であります。第1目、学校管理費は、中学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、中学校管理運営事業は、2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、全校に携帯電話を配備したほか、感染症対策や学習保障支援などの経費を追加配当いたしました。また、修学旅行の中止に伴うキャンセル料を負担いたしました。

24ページを御覧願います。右説明欄下段の事業2、中学校修学旅行代替事業は、修学旅行の代替として、思い出づくりの事業を実施いたしました。

25ページを御覧願います。右説明欄中段の事業1、中学校校舎維持管理事業は、2年度は学校用務職員の退職不補充により、用務業務委託校を2校追加しております。右説明欄下段の事業2、中学校教育情報化推進事業は、2年度は、インターネット環境がない家庭にタブレット端末、ルーターを貸与し、全生徒が利用可能なオンライン学習アプリを導入いたしました。また、3年度からの1人1台のタブレット端末貸与に向け、LAN環境等の整備及びパイロット校での事前検証を実施いたしました。

第2目、教育振興費、第3目、学校給食費、第4目、学校保健費の内容は小学校費とほぼ同等でございます。

第5目、学校施設建設費は、中学校の整備、改修等に要した経費でございます。

28ページを御覧願います。続きまして、第4項、校外施設費でございます。決算額は3,177万3,860円で、執行率は86.8%であります。第1目、校外施設管理費は、日光高原学園の維持管理に係る管理運営に要した経費であります。

次に、第5項、幼稚園費であります。決算額は15億7,277万3,661円で、執行率は93.5%であります。第1目、幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、幼稚園管理運営事業は、2年度より、南陽・豊洲幼稚園において3歳児保育及び預かり保育を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、全園に携帯電話を配備したほか、感染防止用品を購入いたしました。

29ページを御覧願います。右説明欄下段の事業1、幼稚園保健衛生事業は、2年度は感染防止用品を購入いたしました。

30ページを御覧願います。右説明欄中段の事業1、園舎維持管理事業は、2年度は用務職員の退職不補充により、用務業務委託園を2園追加しております。その下、事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業は、2年度は認定こども園1園を新設したほか、感染症対策経費の一部を補助いたしました。

31ページを御覧願います。続きまして、第6項、社会教育費でございます。決算額は16億1,197万9,591円で、執行率は98.2%であります。第1目、社会教育総務費は、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費であります。第2目、図書館費は、図書館の管理運営に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、図書館管理運営事業は、2年度は新たに指定管理者制度を4館に導入し、月曜開館による開館日数の増及び開館時間の延長等を実施いたしました。

第3目、社会教育施設建設費は、社会教育施設の整備、改修等に要した経費であります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 何点かお聞きしたいと思います。まず、13ページのいじめ不登校対策の充実で項目がたくさんありますけれども、昨年、コロナの影響で学校が休みになったり、いろんな通常と違う状況の形が増えましたけれども、例年に比べてそういった影響があるのか、ないのか。それと、現在のいじめ不登校の状況について、量的にも、それから質的にもどんなふうな状況になっているか、まず1点お聞きしたいです。

次に、16ページに私立学童クラブの臨時休所支援事業というのは、コロナの感染症に伴う利用補助金って書いてあるんですけど、もう少し詳しく、どのような内容なのか教えていただきたいと思います。

それともう1点は、19ページの小学校移動教室の代替事業で各小学校でやられたと思いますし、中学校も修学旅行の代替事業をやられたと思いますけど、代表的なものがどのようなものであったのか。それから、小学生・中学生の子どもたちはどんな感想といいますか、思いがあったのかなというのをお聞きしたいと思います。

それと、最後ですけど、29ページの幼稚園の特色ある教育活動支援事業というのがあるんですけど、これはどんな内容の事業があったのかお聞きしたい。以上です。

本多教育長 4点あったように思います。1点、いじめの件。2番目が私立学童の件。3番目が移動教室の代替事業の件ですね。それから4番目が幼稚園の特色ある教育活動支援事業。よろしいですか。お願いします。

飯塚指導室長 1点目の不登校いじめの状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の不安から登校を控える児童生徒については出席停止扱いとなっていますので、欠席日数には入っておりません。ですが、昨年度の状況を見ますと、やはり不登校については増加の傾向にありますので、感染症の影響はあるのかなと思っています。

また、いじめの件につきましては、これも昨年度の状況ですが、やはり認知件数は増えています。軽微なものは見逃さず、認知して対応している、そういうところがございます。内容としましては、やはりSNSによるトラブル、そういったものも増えている状況でございます。

また、思い出プロジェクトについてですが、昨年度は宿泊行事ができなかった小6と中3を対象に思い出プロジェクトとして各校で工夫した取組をしてきたわけですけれども、体育館でお楽しみイベント等を行う

ことにより、こどもたちの感想としては、最後の思い出になったという
ような感想をいただいております。

河野地域教育課長 私立学童クラブの臨時休所支援事業についてお尋ねでございますけれども、こちら16ページでございますとおり、こちら臨時休所支援事業とともにすぐ上に記載のとおり、私立学童クラブ補助事業として運営補助金を出してございます。これは3,800万円ほど出してございますけれども、実際、私立学童クラブについては我々のほうの委託事業ではありませんので、保護者からの育成料、その金額をもって運営をするものです。ただ、昨年、学校休業に伴いまして、私立学童クラブについても実際利用者が減った、要はこどもを行かせないということで、その辺の育成料が入ってこなかった部分を補填する形で、国のほうの補助メニューとしてもございましたので、我々のほうとしては、補助、支援の追加分をここで措置をしたという状況でございます。

守屋教育支援課長 先ほどお尋ねありました幼稚園における特色ある教育活動支援の事業の具体的な内容ということですが、様々ありますけれども、2点挙げさせていただきますと、幼稚園の教育、主に体験、遊びの中から様々な学びがあるわけですが、まず1つは、運動や体育に関わる講師の先生をお招きするということが多くございました。

もう一つ、大きくあったケースといたしましては、自然遊び、工作などをする、例えば草花を摘んで、何かそれで作るであるとか、そういった自然遊びの先生をお招きする、そういった事業が大変多く見受けられた次第でございます。

鈴木委員 分かりました。不登校の問題ですけど、どうしてもコロナの影響もあり増えているということをお聞きしたんですけども、また逆に言うと、オンラインのほうもこの機会に発達して出てきているんで、普段、学校に来ない子がオンラインでは参加率がよかったとか、そういうふうない面はなかったでしょうか。

飯塚指導室長 オンラインの学習ですけど、今、臨時休業中で各校オンラインの学習を進めているところですけども、不登校の児童生徒についても、オンライン学習、昨年度はまだ環境が整っていなかったということもありますし、今年度1人1台端末が配布されて、そして学校の環境も整ってきたところですから、今後、オンライン学習が不登校の児童生徒にも進んでいくものというふうに考えております。

本多教育長 実際に幾つかの学校の校長先生からお話を伺うと、今まで不登校で学校に来られなかった子が、オンラインだと気兼ねなく参加できるという

ような話を伺っていて、昨年も、指導室長からありましたけど、なかなか環境が整わない中ではありましたけど、学校のタブレットを貸し出したりとかしながら努力してきましたけど、その中で、今まで学校にはちょっと行きづらいんだけど、オンラインだったらということで参加できるという話も出てきていますので、その辺は、今、指導室長からもありましたように、今後さらにそういったところをうまくフォローしていければということと、それから、出席扱いという形についても、不登校のこどもたちの学習状況を把握できれば出席扱いにできるということも整備を進めておりますので、そういったところを合わせて一人一人の支援にこのICT環境をうまく使っていくということが大事なことじゃないかなと思います。

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第16号 令和3年度江東区一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。本案について事務局より説明を願います。

杉村事務局次長 議案第16号 令和3年度江東区一般会計補正予算(第5号)、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算第5号について御説明申し上げます。資料2を御覧願います。

1枚おめくりいただき、1ページの令和3年度江東区一般会計補正予算(第5号)総括を御覧願います。今回の本区全体の補正額は39億300万円の増額で、補正前の額に対して1.74%の伸びとなっております。歳入増の主なものは、第19款、繰越金の20億4,187万8,000円であります。歳出は、第9款、諸支出金が最多で16億6,337万1,000円、続いて第4款、衛生費、そして第2款、総務費の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明申し上げます。2ページの歳入歳出予算総括を御覧願います。歳入は94万9,000円の減額、歳出は3億9,177万円の減額となっております。

次に、歳入について御説明申し上げます。1枚おめくりいただき、3ページの歳入事項別明細書を御覧願います。第13款、使用料及び手数料は、昨年10月1日より文化・スポーツ施設等の施設使用料等を改定したところでございますが、コロナ禍における区独自の施設利用者への

支援策として、令和4年3月31日までの利用分については改定前の料金へ据え置くこととするため、その分の使用料を減額するものでございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。4ページからの(3)歳出事項別明細書を御覧願います。第7款、教育費、第1項、教育総務費、第2目、事務局費の事業2、学校施設改築等基金積立金は、2年度算定金額を本年度当初予算額として計上しておりましたが、本年度の算定で4億9,032万1,000円を減額いたしました。

第3目、教育指導費の事業8、オリンピック・パラリンピック教育推進事業では、パラリンピック競技大会学校連携観戦にあたり、専用バスの借り上げ及び感染症対策用品の確保に要する経費として5,200万円を計上しております。しかし、その後、児童生徒の感染者数が急増するなど、現在の状況では学校連携観戦を安全に行うことが困難と判断し、8月24日に学校連携観戦への参加中止を決定いたしました。当初想定していた内容とは異なりますが、今後は感染状況等を総合的に勘案し、児童生徒のスポーツへの親しみや障害への理解促進など、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー継承に向け、計上した予算を有効に活用してまいります。

1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧願います。第2項、小学校費、第5目、学校施設建設費の事業6、第二亀戸小学校増築事業では、2年度より工事を着工しておりますが、地中障害物の撤去等にかかる工事費用として新たに3,482万6,000円を計上してございます。

6ページを御覧願います。第9款、諸支出金、第3項、諸費、第2目、都支出金返納金については、区全体で9億751万4,000円の増額となりますが、このうち教育委員会事務局にかかるものは1,172万4,358円で、これは、子どものための教育・保育給付交付金や私立幼稚園等保護者負担軽減費補助金などの前年度の超過交付額返納金でございます。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明とさせていただきます。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第17号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 それでは、議案第17号の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料3を御覧ください。

この条例は、区立学校の学校医や学校歯科医、そして学校薬剤師に対する公務災害として補償する範囲や金額、支給方法などを定めている規定でございます。

初めに改正の趣旨でございますが、厚生労働省では、公務災害や通勤災害により介護を要する状態となった職員に対する介護補償の給付額を算定する際の基準額、この最低限度額については、特別養護老人ホームに勤める介護職員の平均基本給を参考としております。

また、最低補助額は最低賃金の全国加重平均を参考にしているところですが、これらの金額について、昨年度の結果が判明いたしましたことから、区立学校に勤務する学校医などの公務災害に関する補償額との整合を図る必要が生じまして、今般、その額を規定する本条例を改正するというものでございます。

では、改めて、その内容について御説明いたします。表の中段、介護補償に関する限度額の改正でございます。まず(1)番の内容でございますけれども、学校医などが公務上の災害によって、常時介護が必要な状態、これはおおむね障害の程度が1級程度のことでございますけれども、こういう状況になり、そのために介護サービスを受けて、その費用を負担した場合に補償する最高限度額を17万1,650円と改めるものでございます。

(2)番、こちらは同様に常時介護が必要となった場合、介護サービスを受けずに、親族などによる介護を受けた場合など、介護サービスの費用が生じない場合の最低保障額を定めたもので、その額を7万3,090円に改めるというものでございます。

次に(3)番、これは常時ではなく、随時介護を要する場合、これはおおむね障害の程度が2級程度というものでございますけれども、こういう状態となり、介護の費用を負担した場合の最高限度額を8万5,780円に改めるというものでございます。

また、附則において経過措置を定めてございまして、この条例の適用日を令和3年4月1日から遡及して適用するというものでございます。

2ページ目以降、こちら新旧対照表を掲載してございますので、後ほど御確認ください。雑ぱくでございますけれども、説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑を願います。よろしいでしょうか。
お諮りいたします。日程第3について、議案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第4 議案第18号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約)、及び日程第5 議案第19号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立第二大島中学校改築工事請負契約)は、いずれも校舎工事の契約変更に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第18号 議決を得た契約の契約変更について、及び議案第19号 議決を得た契約の契約変更について、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

太田整備担当課長 それでは、議案第18号、江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約の契約変更について御説明申し上げます。本工事は既存の学校と道路を隔てた新たな敷地に校舎を増築する工事でございます。

2の変更理由ですが、令和2年第2回区議会定例会の議決を受け、工事着手後、想定外の地中障害物等が判明したため、新たな追加工事が必要になりました。このことから、これらの追加工事に関わる費用について増額変更を行うものであります。

3の変更内容ですが、契約金額が17億5,884万5,000円に対し、変更後の金額は17億9,367万1,000円で、差額は3,482万6,000円です。

4の工事変更内容ですが、変更点は、地中障害物撤去等の工事であります。解体工事において、レンガを積んだ瓦礫類や松杭など地中障害が判明し、合わせて392立米、当初の見込みよりも175立米の増の破砕、分別、撤去、処分を行ったことが主な要因でございます。

5の契約の相手方は、前田・大末・丸三建設共同企業体です。

裏面を御覧ください。6の工期は、令和2年6月30日から令和4年2月28日までで、延長は行わない予定でございます。

続きまして、次に議案第19号、江東区立第二大島中学校改築工事請負契約の契約変更について御説明申し上げます。

本工事は校舎や屋内運動場を含め、全面改築する工事でございます。2の変更理由ですが、令和2年第2回区議会定例会の議決を受け、工事着手後、想定外の地中障害物等が判明したため、新たな追加工事が必要

になりました。このことから、これらの追加工事に関わる費用について増額変更を行うものであります。

3の変更内容ですが、契約金額が34億6,269万円に対し、変更後の金額は35億1,818万5,000円で、差額は5,549万5,000円です。

4の工事変更概要ですが、変更点は地中障害物撤去等の工事でありませす。解体工事において、広範囲のコンクリート盤約1,300平米の厚さ30センチもある大きなコンクリート盤が出てきたり、大型のコンクリートの塊や瓦礫、松杭など地中障害が判明し、合計で985立米、当初見込みより455立米の増ということで、その破砕、分別、撤去、処分を行ったことが主な要因でございます。

5の契約の相手方は関東・塚本・テッケン建設共同企業体です。

裏面を御覧ください。6の工期は、令和2年6月30日から令和4年6月30日までで、延長は行わない予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

眞貝委員 こういうものが出てきたということで、工事の金額が大分変わりましたけれども、最初に地歴だとかいろいろなことで調べることはできなかったんでしょうか。

太田整備担当課長 調べておりまして、例えば二亀小でございますと、敷地はサンストリート亀戸の跡地で、その前は第二精工舎がありました。それで、隣が今マンション工事をやっているんですけども、同じ前田建設工業が取ったので、前田建設工業のほうにもいろいろお聞きして、どのような地中障害があったかとか、そういうものも聞いていたんですけども、いかんせん第二精工舎の図面とか、そういうものが存在していなく、現実には相当量の、ヒアリングして考えていた想定よりも大量の瓦礫類が出てきてしまいました。

そういうことで、想定を超える瓦礫類があったためにこのようなことになったので、二大中もそうなんですけれども、二大中もばね工場が現地にあったことは分かっているんですけども、どんな形状のものかというのははっきりしませんので、校庭を掘っていくと、二大中の場合は位置が変わりますので、既存の校舎の図面はありますので、そちらの想定はしているんですけど、校庭側にどれだけあるかは分からなかったんです。掘ってみると、前のばね工場の巨大な工場の盤が出てきたりして、そのクレーンの基礎とか、と思われるすごい塊、コンクリート塊が出てきてしまって、想定はしていたんですけども、地歴等を考えて、ただ、あまり多くは見積もっておけないということもありまして、掘って

みたらこんなに大量に出てきたのかということで、やむを得ず今回このような形で出させていただいております。

眞 貝 委 員 御苦労さまでございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

実際、地中障害は出ましたけれども、工期には影響はないという報告もありましたので、適切な工事をこれから進めていただけたと思います。

それでは、お諮りいたします。日程第4及び日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第20号 図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について事務局より説明を願います。

杉村事務局次長 議案第20号 図書館の指定管理者の指定について、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

棚瀬江東図書館長 それでは、議案第20号、図書館の指定管理者の指定について御説明いたします。資料4を御覧ください。

1、施設の名称・指定管理者候補者・指定期間でございますが、今回の指定管理の対象館は、令和4年度に開館する江東区立こどもプラザ図書館となっております。こどもプラザ図書館については、子ども家庭支援センターと一体的に運営する児童向けの複合施設江東区こどもプラザの中の図書館となります。複合施設全体の一体的かつ効率的な運営のため、複合施設全体の指定管理者として、単独法人もしくは共同事業体での応募を要件とし、指定管理者を募集いたしました。

指定管理者候補者は、共同事業体である景行会・SDHグループとなりました。共同事業体の構成法人であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が主に図書館部分を担うこととなりますが、同社については、現在、江東図書館、深川図書館、白河こどもとしょかんの窓口業務委託を請け負っております。

指定の期間は令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月としております。

次に、2、選定方法でございますが、第一次審査として、事業計画書等を基にした書類審査を行い、第二次審査として、現地視察、ヒアリング審査及びプレゼンテーション審査を行いました。

次に、3、選定の経緯でございます。上から3段目となりますが、4

月16日の第1回指定管理者選定評価委員会において募集要項等が決定され、4月21日より指定管理者の募集を行いました。

ページを1枚おめくりください。上から3段目、7月6日の第3回専門部会では、第一次審査として事業計画書や収支計画書等の応募書類の審査を行い、第二次審査に進む業者を決定いたしました。

その後、第二次審査として、応募事業者が指定管理者として管理運営を行っている区外の図書館において現地視察とヒアリングを行うとともに、プレゼンテーション審査を行いました。

8月6日の第4回専門部会において、総合評価により指定管理者候補者として推薦する法人を選定し、その後、8月27日の第4回指定管理者選定評価委員会において、指定管理者候補者が決定されました。

次に、4、選定結果でございます。3共同事業者より申込みがあったところです。

(2) 第一次審査の結果を御覧ください。A団体につきましては、第一次審査の通過要件である配点の6割の得点の獲得に至らなかったため、A団体を除く残りの2団体が第二次審査へ進みました。

3ページ下段、(4) 総合結果の合計欄を御覧ください。第一次審査と第二次審査を合わせた総合結果の合計は、景行会・SDHグループが2,400満点中2,005点、B法人が1,899点となりました。

4ページを御覧ください。最後に、5、選定理由でございます。現地視察、ヒアリング審査では、現地視察を行った図書館での利用者本位の窓口対応や、関係機関との連携体制、職員の個人情報保護や危機管理意識の高さなど、優れた施設運営状況が確認できました。また、書類、プレゼン審査では共同事業者を構成するそれぞれの法人の強みを生かし、地域とのつながりを踏まえた提案などがあることや、事業企画や運営体制の検討において、法人間で密な連携が図られていることが高く評価されました。

以上、これらの審査結果を踏まえ、景行会・SDHグループを指定管理者候補者として決定いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

今回の経過、今、課長から説明ありましたが、適正に行われているかなと思います。新たな施設として区民も大きな期待がされている施設かなというふうに思っていますが、図書館として、この事業者に具体的に期待されることが何かあれば教えてください。

棚瀬江東図書館長 こどもプラザに関しましては、先ほども申しましたように、子ども家庭支援センターと一体的な複合施設ということになってございます。図書館単体ではなく、子ども家庭支援センター、また、共用部分としまし

て多目的スペースや音楽室等もございますので、こちらとの連携を生かした事業をぜひほかの図書館とはまた違った視点で実施していきたいと考えております。そういったことを指定管理者と連携しながら実施していきたいと思っております。

鈴木委員 選定理由は幾つかあるんですが、ちょっと私、興味深いのは、危機管理意識の高さって書いてあるんですけど、この辺はどのような内容になっているか、かいつまんで結構ですが、教えていただきたいと思えます。

棚瀬江東図書館長 こちらの危機管理意識の高さというところでございますが、個人情報に関しまして、職員が1人1冊テキストを保有し、また、年1回個人情報のテスト、理解をしているかというテストをしているといったことですか、また、指導責任者が巡回して、図書館内の安全管理について法人として指導しているといったようなところで危機管理意識の高さがうかがえたところです。

本多教育長 よろしいでしょうか。

しっかり進めていただいて、先ほども申しましたように、区民の期待に応えられるような新たな複合施設をしっかりと進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

それでは、お諮りいたします。日程第6について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第21号 青少年交流プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第21号 青少年交流プラザの指定管理者の指定について、上記の議案を提出する。令和3年9月3日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

菅原青少年課長 それでは、議案第21号、青少年交流プラザの指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

恐れ入ります。資料5、1ページを御覧願います。青少年交流プラザの指定管理者の指定について御説明いたします。青少年交流プラザにつきましては、平成29年4月より指定管理者制度を導入してございます。このたび、令和3年度末をもちまして指定期間の満了を迎えますことから、再選定を行うものでございます。

なお、現在の指定管理者は株式会社マミー・インターナショナルとなっております。

まず、1の施設の名称・指定管理者候補者・指定の期間は記載のとおりでございます。なお、指定管理候補者の特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会につきましては、本区での指定管理実績はございませんが、茨城県中央青年の家をはじめ、茨城県内でスポーツ施設、それから生涯学習施設など、計12の施設の指定管理業務を請け負っている会社でございます。

続きまして、2の選定方法でございます。公募による選定を行っております。第一次審査、第二次審査につきましては記載のとおりでございますが、第二次審査につきましては、応募事業者の管理運営施設のほうを実施調査を行う予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず中止としたところでございます。

続きまして、3の選定の経緯でございます。下段の表のとおりでございます。令和3年5月12日に公の施設に係る指定管理者選定評価委員会におきまして、募集要項、選定基準、評価基準等の決定をいたしましたところ。その後、6月1日より募集要項の配布を開始いたしました。その後、6月30日に募集を締め切りまして、7月12日の専門部会。

それから2ページを御覧ください。7月の26日には一次審査通過法人のプレゼンテーションを行っております。その後、開催されました専門部会において、選定評価委員会に推薦する候補者のほうを選定してございます。

最後に、8月27日、公の施設に係る指定管理者選定評価委員会において、指定管理者候補者の決定をしたところでございます。

続きまして、4の選定結果でございます。まず、応募状況でございますが、2法人からの申込みがあったところでございます。

次に、第一次審査の結果でございますが、160点満点中、A法人が121点、日本スポーツ振興協会が142点となっております。

第二次審査の結果でございます。実地調査を中止したことにより、合計点が104点満点から20点満点へ変更となっております。A法人が17点、日本スポーツ振興協会が18点となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。総合結果でございます。A法人が138点、日本スポーツ振興協会が160点となっております。

5の選定理由でございます。総合結果で最も高い評価を得ました日本スポーツ振興協会からは、青少年交流プラザの現状や課題、地域特性などを踏まえ、新たな視点や独自性を持った具体的かつ実現性の高い事業提案がされております。また、同法人には、スポーツや英語教育の指導者、それから施設維持管理の専門職員も在籍しており、青少年に対する質の高い指導や充実した事業実施が見込めるほか、施設の保守点検経費

の削減や予防保全に重点を置いた維持管理による施設の長寿命化等も期待できるものと考えております。

経費削減を図りつつ、利用者サービスの向上が期待できることから、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を青少年交流プラザの指定管理者候補者として選定をいたしました。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

本多教育長 本案について審議願います。

進藤委員 5番の選定理由のところ、4行目になりますが、施設の保守点検経費の削減や予防保全にということで、施設の保守点検経費の削減、これは具体的にどのような内容なのか教えていただけますか。

菅原青少年課長 同法人には、一級建築士ですとか、あとは電気取扱主任の資格を持った方、それから、電気工事ができる資格を持った方が在籍しております。したがって、例えば設備関係の保守点検の経費、これを委託せずに自前でできるというところで、その辺の経費がかなり大幅に削減できる見込みでございます。

それから、日常的に施設の点検を行っていただくことで、気がついたときにすぐ自前で補修工事等も行うことが可能となります。したがって、こまめに施設のほうに手を入れていくことで、施設の長寿命化というものが見込めると、そのように考えてございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

進藤委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

眞貝委員 図書館もそうですけれども、青少年交流プラザも一般の使用される方は、江東区の施設で働いている方は江東区の職員だと思っていられる方がほとんどなんですね。ですから、何か不都合がないように、サービス向上に徹底するよという御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

今回、新たに事業者が変わるということでは、指定管理という部分での競争原理がしっかり働いているというふうを受け取ることもできるかなと思ひます。しかしながら、先ほど説明にもありましたけれども、利用者にとってよりよいサービス、そしてよりよい施設になっていくこと

が重要ですので、そのところについては所管課のほうでしっかりと見て進めていただければと思います。私からそれはお伝えさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。日程第7について、原案のとおり決定することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。議事進行上の関係から報告の順序を変更し、報告事項7を先に報告することといたしたいと存じます。報告事項7 令和4年成人式の開催についてを事務局より御説明願います。

菅原青少年課長 それでは、令和4年の成人式の開催について御説明させていただきます。恐れ入ります。資料の12を御覧願います。

令和4年成人式の開催についてでございます。まず、1の期日、2の会場、3の主催につきましては記載のとおりでございます。

4の対象でございます。7月末時点の数字ではございますが、3,946名の新成人が対象となっております。

なお、本区におきましては、例年4,000人前後の対象者数で推移をしているところでございます。

続きまして、5の開催方法でございます。会場内の密集、密接を避けるため、式典は4部制で実施をいたしたいと考えてございます。また、事前収録の動画配信も併せて行ってまいります。

6の周知につきましては、記載のとおりでございますが、ツイッターやLINE等も活用いたしまして、きめ細やかな情報発信に努めてまいります。

7の感染拡大防止策でございます。入場者の体温測定のため、検温所を設置いたします。また、当然ではございますが、マスク着用の徹底、それから入り口、出口の分離、入場整理券による出席者の把握を行うほか、部と部の合間には扉や手すり、それからひじ掛けなども消毒を行ってまいります。また、例年催事コーナーというものも幾つか設けておりますが、こちらにつきましては、滞留を避けるため縮小することといたします。

続きまして、8の動画による成人式でございます。当日、式典のへ参加を見合わせる新成人や御家族の方に区の祝意をお伝えするため、特別番組を制作いたします。ウェブ配信やケーブルテレビで当日、放送をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員 今回の対象は4,000人くらいということなんですけれども、出席率といえますか、4つに分けたんですけど、大体どのぐらいの確率で人数把握できるのかということと、時間を4つに分かれておりますが、その時間は都合が悪いとか、それから入場整理券を忘れちゃったけど、来ちゃったとか、その辺の対応というのはいつもどうされているか、お聞きしたいです。

菅原青少年課長 まず人数についてですが、約4,000人で毎年推移しておりまして、出席者数、出席率につきましても例年6割という状況になってございます。過去には、一番多いときで7割の参加があったこともございますが、近年はほぼ6割で推移しております。4部制にすることによりまして、1回当たり、1部当たり1,000人前後の参加者というか、対象者という形になりまして、会場のティアラこうとうの大ホールでございますが、定員が1,200名ちょっとという形になっております。6割の出席ということであれば、600人程度の参加を見込んでおりまして、会場内の50%に収まる人数で収容できることと考えております。

万一、6割を超える参加が、来場があった場合にも、予備といたしまして、大会議室と小ホール、こちらのほうも確保しておりまして、そちらに誘導する形で、ちょっとモニター越しにはなってしまうんですが、参加いただけるように考えてございます。

それから、次の質問をもう1度お願いできますか。

鈴木委員 招待状を忘れた人とか、時間の都合が悪い人とか。

菅原青少年課長 時間の都合が悪い人につきましては、もちろん深川地区を2つ、城東地区を2つに分けさせていただくんですが、もちろん自分の地区じゃないところでも、御都合に合わせて参加いただくことは可能でございます。

それから、招待状を忘れた方ですが、再交付の窓口を用意いたしますので、こちらで住所と名前、それから、できれば身分証を提示いただきまして、御入場のほうは問題なくできるように手配させていただくということでございます。

鈴木委員 必ず言われるのは3密対策だと思うんですけど、成人式というのはなかなか中に入らなくて、入口で大勢集まったり、また、中に入って席を1列ずつ空けるとか、そんなことがよく言われますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

菅原青少年課長 座席のほうはもちろん1席空けて座っていただくような形で、また前後でもずらして、前後左右は必ず1席空くような形で考えております。

それから、滞留ですね。これを避けるために、入口、出口において分

離をして、動線としては一方通行になるような形で、通常の出入口から入っていただいて、式典が終わりましたら、ホールの裏口がございましたので、そちらから出て、公園側から帰っていただくというようなことで考えております。

もちろん、外にも職員、それから警備の者を配置しておりますので、そこで滞留している場合は声がけさせていただいて、スムーズな動線確保に努めてまいります。

鈴木委員　もう1点いいですか。私、質問最後にしますが、成人式の内容なんですけど、やはりそこがすごく大事だと思うんですが、例年、スタイルがあると思うんですけれども、来年度の成人式はこんな内容で行くよって何か目玉といたしますか、ございますでしょうか。

菅原青少年課長　ちょっと目玉と言えるかどうかは、例えば本区の場合には、例えば芸能人をお呼びするすとか、著名人に来ていただいて講演いただくとか、そういったことは例年行っておりませんので、申し訳ございませんが、目玉と言えるものは御用意できておりません。

ただ、本区の場合には、もちろん区長、それから議長のほうから御祝辞を賜りますし、それから太鼓で演奏ですね。そういったところで、厳かな雰囲気、真面目な成人式というんでしょうか、に努めているところです。

それから、4部制としたことで、お時間の関係もございますので、その辺はぎゅっと内容の濃いものにさせていただきまして、もちろん抽選会、これは結構楽しみにされているかと思うんですが、その辺も盛り込んだ内容で、1回当たり大体30分に収まるような式典で考えております。

本多教育長　ほかいかがでしょうか。

眞貝委員　感染状況においては、今年の成人式と同じような形になることもあり得るのでしょうか。

菅原青少年課長　先が見通せない状況でございますので、昨年のような直前で式典を中止するという可能性はもちろんです。ただ、現状、緊急事態宣言下においても、イベントの実施については50%というところで、収容人数の制限とかもございますけれども、成人式につきましては十分実施できるレベルのものだと考えております。ですので、よほどのことがない限りは、今年度につきましては実施をしてまいりたいというふうに考えております。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

では、私のほうから。成人式も今回、それから昨年と新型コロナウイルスの状況でいろいろと工夫したり、考えたりしているわけですが、今までのことが同じようにできなくなっているというのは、この新型コロナウイルスの状況の中で僕はいい機会だと思うので、成人式のそもそもの在り方とか、どういうふうに進めていけばいいのかということについては、これは根本のところから検討し直す必要もあるだろうとは思っています。

今回はこのように御提案いただいているところがあり、この後の感染状況でどうなるか分からないところもありますが、今回も多分、成人式でメッセージを言うこととか、何か関わりがあると思うんです。主人公はやっぱり成人になる方々なので、その方々からの御意見を聞いて、どういうものを望んでいるとか、どうしていくか、本来時間があったり、このようなコロナ禍じゃなければ、作り上げていく部分にも成人になる方々が参加するという部分もあったかと思うんですけど、なかなか難しいところもあると思うんですが、そういったことを踏まえながらやっていく。

今までのことが本当に若者に求められているものなのかということも含めて、また、このコロナ禍でどうなのかということも含めて、そういった意見を踏まえてやっていくこと、それから今後に向けても早めにいろんなことを検討していくことが大事な時期に来ているなどというふうに思っております。これは要望として、所管で考えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。なお、ここで青少年課長につきましては、他の公務のため退席いたします。

続いて、報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について御報告申し上げます。資料の6を御覧願います。

こちらの表は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものでございます。

3ページをお開き願います。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、8月24日に区立学校園の臨時休業等について、第27報の通知を、9月2日に区立学校の再開についての第28報の通知を行いましたので、記載の追加を行っております。

4ページをお開き願います。こちらが27報でございます。今回の27報につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、小学校・中学校・義務教育学校につきましては8月25日から9月3日

本日まで、幼稚園におきましても8月30日から9月3日まで臨時休業とするもので、この臨時休業と併せて、東京2020パラリンピック競技大会における学校連携への参加中止についても、保護者宛てに周知の記載がございます。

2の臨時休業中の教育活動については、1人1台端末等によるオンライン学習やオンラインホームルームが確実に実施できるようにすることとしてございます。

3の部活動については、臨時休業期間中、全ての部活動を中止するとしてございます。

4の児童等の居場所の確保については、(1)で、区立幼稚園については、就労等で自宅での保育が困難な場合は各園での受入れを実施する。

(2)で、江東きつずクラブについては、きつずB登録の児童は1日育成を実施するとしてございます。きつずAにつきましては、緊急事態宣言期間中は就労等により自宅などの生活が困難な場合を除き休止といたしております。

(3)で特別支援学級の児童生徒について、やむを得ない事情がある場合、保護者が各小学校・中学校に相談の上、各学校の学級にて学年を問わず受け入れるとしてございます。

5のその他では、区立学校園の運営については、第26報のとおりといたしてございますが、土曜・放課後学習教室につきましては、臨時休業中は中止するとしてございます。

続きまして、6ページをお開き願います。こちらは9月2日に通知をいたしました第28報でございます。第28報では、9月6日からの学校園の再開について、1の学校園の再開で、小中学校・義務教育学校は1日の授業時間は4校時を上限とし、給食を提供する形で短縮としての運営とするいたしました。

また、幼稚園につきましては、午前保育で弁当はなしとの保育時間での短縮での運営といたしました。

2の学習活動につきましては、登校が不安な児童生徒に対しましては出席停止扱いとし、オンライン授業が受けられるようにすることや、授業は学級単位で行い、教室の移動、少人数指導は実施せず、グループでの活動は控えるとしてございます。

3の部活動につきましては、全ての部活動を中止するとしてございます。

4の児童等の居場所の確保につきましては、南陽・豊洲幼稚園の預かり保育のうち、登録利用については通常どおり、一時利用については可能な限り利用を控えるよう要請するとしてございます。

また、(2)で江東きつずクラブにつきましては、B登録は運営を継続し、A登録は引き続き休止としますが、就労等により自宅での生活が困難な場合は受入れを実施します。

5、その他につきましては、学校施設開放は緊急事態宣言の期間中は中止とし、(2)で土曜・放課後学習教室の中止、(3)で地域学校協働活動については緊急事態宣言の期間中は原則中止としてございます。

第27報、第28号の通知内容につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。学校園、きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症発症状況についてでございます。9月2日現在、記載のとおり、小学校41校、中学校19校、幼稚園1園、きっずクラブ19室、感染者数は、児童生徒127人、教職員等87人となっており、発生した各校では濃厚接触者が特定された後、一定期間の休業や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の出席停止の措置を講じてございます。

また、小中学校の教員での接種状況でございますが、8月21日の時点で、小学校では1回目の終了が96.31%、2回目接種終了が89.20%。中学校では1回目が96.19%、2回目が90.18%という形になってございます。これが8月21日の時点でございますので、現段階では100%近い数字で教職員の方々は接種されているというふうに理解してございます。

なお、これまで重大な副反応の報告は受けてございません。

私からは以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

本田委員 2つあります。休業中のオンライン学習については、どれぐらいの時間の授業ができていたのかということ。それと、きっずクラブで、今後もしやなんですけど、きっずや学童で宿題をするということもたくさんあると思うんですけども、そのときに端末をちゃんと使えるのか、いわゆるWi-Fi環境とか、そういったところも含めて、その辺がどうなっているのか教えてください。

飯塚指導室長 休業中のオンライン学習についてですけれども、ここにも示してありますが、モデル案を参照ということで、時間割というか、進め方についてのモデルを示して、それに基づいて各校で計画を立てて進めております。

全ての学校が1時間目から午後までしっかりとオンラインで授業を行っているか、そこについては各校の課題の進め方によって差がありますが、全校おおむねオンライン学習、または、最初にホームルームをオンラインで行って、あとは課題に応じた学習を各自で進めていく、そういう取組をしている学校もございます。

きっずクラブの環境についてですけれども、きっずクラブに通う児童の対応で、きっずクラブだけでは対応し切れない、またはWi-Fiの

環境が整っていないところもありましたので、各校の先生方の協力を得て、教室を移動して実施するというような対応をしております。

河野地域教育課長 きっずクラブにおけるWi-Fi環境の補足の説明になります。基本的にきっずクラブについては、学校内のクラブと学校外のクラブとございます。学校内については高速大容量の工事は完了していますので、きっずクラブのうち学校内クラブにおいては、実際問題としてWi-Fi環境は整っているという認識でございます。

ただ、学校によっては通信電波の入り具合の関係もございまして、一部整えなければいけない部分がありましたので、そちらについては、別のルーターを用意して補っているというところもございます。

実際については、学校がどのようなオンライン学習をしていくかというところにもよります。現時点では双方向によるような、例えば動画を使っているという部分については、かなり通信の容量が大きくなりますので、そちらについて一部動画が固まるようなところもございました。

これについては、学校休業に伴ってのオンライン授業を実施したというところがありますので、今後は指導室のほうで、どのような形で実施をしていくかということもございまして、その辺もちょっと調整をしながらやっていく。

ただし、オンラインを通じての課題、もしくは宿題を出すとか、そういうことについては今問題なくできているという状況でございます。これについては、学校外のクラブについても、我々のほうでルーターのほうをまず配備していますので、そちらについてもカバーはできているという状況でございます。

あと1点、私立学童についてのお問合せが若干来てございます。私立学童について、実際問題、施設の整備という部分については我々がやっている部分ではないんですけれども、実際、今回は学校休業に伴って急な対応ということで、私立学童のうち幾つかについては、既に学校からルーターを貸し出して実施をしているクラブもございました。

そこはよかったんですが、ただ、そこがうまく連絡・連携がとれてない部分が一部あって、そちらについて保護者の方からお問合せがあったというところがございます。

ただ、現在は学務課との調整を経て、現実的には貸出しをして、臨時休業への対応として今の状況は対応ができているという状況にあります。

今後については、私立学童の運営主体と我々のほうで調整をしながら、どういうふうに進めていくかということの話を進めていきたいと思っております。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

鈴木委員 再開についてなんですが、授業の内容についてなんですけど、午前中は4校時を上限としてやるということ、それで給食を食べるというのは分かりましたけど、1つのマニュアルとか、例として、午前中はどういう科目をやるのかということと、帰ってからは、午後の学習については、主体的に学習できるように指導するって書いてあるんですけども、この時間割とといいますか、どういう指導をして、何をやるのかというようなマニュアルみたいなものはあるんでしょうか。

飯塚指導室長 再開後の午前授業及び午後の学習についてですけども、基本4校時を上限とするということで、登校して、それぞれの4時間を上限とした教科に取り組むわけですけども、中身としては、例えばこの教科はやらないとか、そういったことは制限はしていません。ただ、活動については、飛沫感染の可能性が高い活動は行わないことであるとか、この期間中は学級単位を基本として、席の移動、入り交じるようなことがないような学習に取り組むように、こちらのほうでも声をかけているところです。それを守って、この期間を実施していく予定でございます。

午後の学習についてですけども、午前中の授業の中で課題を与えて、その課題に取り組む時間であるとか、または、チャレンジウェンズデーでやっているように、児童生徒がそれぞれの課題に応じて、自分の課題に応じて自主的に学習に取り組む時間であるとか、そこら辺については各教員のほうから指示を出して、そして午後の学習も有意義に取り組めるように考えております。

また、場合によっては、午後をオンラインの学習に切り替える、そういった学校も出てくることも想定しております。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

本田委員 今のお話のことなんですが、午後を授業としてオンライン授業をやる学校もあれば、自主的な学校もあるということは、自主的に学びましょうのところはいわゆるやってもやらなくてもいいみたいになっちゃうということですか。そこで差が生じるということ。授業の例えば単位が、授業した学校はうまくちゃんと最後の単位というか、時間数確保できるけれども、自習学習になっているところは授業時間数にカウントされないということになっちゃうとか、そういう差が生じる可能性はあるんでしょうか。

飯塚指導室長 臨時休業中のオンライン授業についてですけども、オンラインで実施した授業は、授業時数としてはカウントされませんので、現状の臨時休業のところでも時間数としてはカウントされていませんが、学習内容としては十分な成果、内容が十分に伝わっている、その成果が現れていると

いうところであれば、改めて対面事業でその内容を一から実施しなくてもいいというような文科省の通知に従って行っております。したがって、課題を与えて、その課題に取り組む、または、授業の課題に応じて自主的に取り組む、オンラインの授業を行う、このことについては大きな差はないというふうに認識しております。

鈴木委員 もう一ついいですか。午前中にこどもたちに課題を与えて、午後自宅に帰ってこれやりなさいねということでやっていただいて、次の日の朝にやったかどうかのチェックとか、そういうのはしないんですか。

飯塚指導室長 もちろん課題を与えて、それに取り組むわけですから、その課題については次の日にチェックをするという形を取っております。また、オンラインで例えばドリルを行う場合は、その進捗状況は教師のほうで把握できますので、オンラインとかも活用しながら課題を進めていって、その成果についてはしっかりと評価をしていく、そういった学習活動を考えております。

鈴木委員 そうすると、オンラインはオンラインの中でチェックしていけばいいと。自主的に自宅学習しなさいという子は、翌日チェックするというのが1つの基本だと考えていいんでしょうか。

飯塚指導室長 はい、そのとおりでございます。

本多教育長 我々としては、教育を進めていく上で考えなければいけないのは、感染防止対策というのが1つ。そして学びの保障、それからもう一つ大事なところで心のケアという部分、この3つはすごく大事だと思っています。

教育委員会で臨時休業を決定し、そして再開も決定したわけですが、この3つをしっかりとやっていくことについては、私から校園長会で校長たちにも伝えているところではありますけれども、オンライン学習については、先ほど本田委員からもありましたけれども、やはりしっかりと取組をしていかなければいけない。環境はしっかりと整っていますので、これも各学校には、要するに学校によって差があってはいけないんだという話はしてきているところです。

現状、教育委員会の指導主事が全校を回りながら、その状況を確認し、支援していくというところも進めております。この取組状況については、先ほど指導室長から報告ありましたけれども、始まった当初から日を重ねていく上で、かなり各学校でオンラインの取組はさらに進んできているところでもありますので、ここのところをしっかりと見ていきたいなというふうに思っています。

午前中の授業についてと午後の授業について、質問ありましたがけれども、まさにここは教員の腕の見せどころだろうと私は思っていますので、この辺も指導室のほうから各学校にしっかりと指導してまいりたいと思います。

4時間の授業で午後は帰るといった場合に、小学校の場合は5時間目までしかない学年もあったりとかします。日によっては4時間までしかないところもありますので、そういった部分でのカット数という部分ではさほど大きなものはないんですけれども、6時間目まである高学年、中学校についてはそういった部分は差が出てきますので、午前中の各科目の話、先ほど鈴木委員からもありましたが、午前中の何を授業で取り組んで、午後の自主学習に何を持っていくか、それによっては子どもたちの学びの質の深まりというのは全く違ってくるので、そこも確実に学校は工夫して取り組めるように、追って指導室のほうからしっかりと各学校には伝えてまいりたいというふうに思っていますし、その辺のところも経過を見てまいりたいなというふうに思っています。

今回、こういう形で学校が始まりますけれども、先ほど申した3点をしっかりと取り組みながら進めてまいりたいと考えています。

それでは、よろしいでしょうか。本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 教育センター改修工事に伴うコミュニティ広場の利用中止についてを説明願います。

守屋教育センター所長 私からは、教育センター改修工事に伴うコミュニティ広場の利用中止についてを御説明させていただきます。資料の7を御覧ください。

本件につきましては、さきの5月28日に開催されました教育委員会におきまして、教育センターの改修工事そのものにつきまして御報告したところでございます。その段では、まだコミュニティ広場の工事がどの期間実施される方が定まっておりましたので、この場をお借りしまして、改めてコミュニティ広場の利用中止期間、工事期間について御報告を申し上げます。

工事全体の工事期間、こちら項番の1にお示ししているとおり、本年7月から令和4年3月31日までと変更ございません。そのうち、項番の2でございますけれども、コミュニティ広場の利用中止期間、今回定まった期間でございますが、来月10月4日から令和4年の1月31日までの約4か月間ということでございます。

理由につきましては、こちら東陽二丁目駐車場が当センターの地下に設置されておりますけれども、その自然排煙部分のネット張り替え工事、地上面から地下面まで言わばトンネルといいたいでしょうか、煙突状になっておるのが幾つかございますけれども、そちらのネット張り替え工事における安全確保が主な理由でございます。

周知方法につきましては、江東区報への掲載とございますが、こちら

10月1日号に掲載されることが決まりました。また、近隣へのチラシ配布と示させていただいておりますけども、こちら近隣の自治体、自治会等を回らせていただきまして、直接お話を伺っているところでございます。建物によっては全戸への配布を依頼されているものもございまして、また、建物によっては掲示板への掲示というような形で対応させていただくところもございます。

いずれにいたしましても、丁寧に御説明させていただきまして、この利用中止について御協力をお願いしているところでございます。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和2年度江東区のとしょかん事業概要についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、令和2年度江東区のとしょかん事業概要について御説明いたします。資料8を御覧ください。

まず、表紙をお開きいただくと目次がございまして、さらに1枚おめくりいただき、1ページ目から4ページ目まで区立図書館のこれまでの歴史を年表形式にまとめております。

4ページ右側下段を御覧ください。令和2年度の動きでございしますが、令和2年4月より、東陽、東雲、城東、東大島図書館において、指定管理者による運営を開始し、同4館において月曜日の開館及び開館時間の拡大をいたしました。令和2年度は4月8日から5月25日まで臨時休館とするなど、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた1年となりました。

続きまして、5ページから7ページ目までは組織図や施設概要を一覧としてまとめております。

8ページからは統計資料を記載しております。8ページ中段のグラフ、貸出点数と年度間利用登録者数の推移でございしますが、令和2年度は貸出点数は約484万点、年度内に1冊以上の資料の提供を行った利用登録者数は約8万2千人と、新型コロナウイルスの影響により、前年度と比較し大幅な減となっております。

続いて10ページを御覧ください。3の館別来館者数では、図書館の来館者数を館別、月別に掲載をしております。令和2年度の総来館者数は、表右下にありますとおり263万2千人で、こちらも新型コロナウイルスの影響により、前年度比62万人、19.1%の減となっております。

しかしながら、館別に来館者数の前年度減少幅を比較いたしますと、令和2年度の指定管理者導入に伴い、月曜開館の実施及び開館時間を延

長した4館につきましては、来館者数の減少幅が小さいことから、月曜開館や開館時間の延長を実施したことにより、利用者の利便性が増したものと認識しています。

ページを飛びまして、19ページをお開き願います。19ページ以降では、児童サービスやヤングアダルトサービス、障害者サービス、地域連携事業などの図書館の取組について実績を記載しております。各種サービスにおいて、こちらも新型コロナウイルスの影響により、前年度と比較し、実績減となっております。

恐れ入ります、またページを飛びまして、33ページをお開き願います。4、学童集団疎開資料室の最下段を御覧ください。令和2年度は、江東区において学童集団疎開や東京大空襲を経験された2名の方に体験談を語っていただいた映像資料「戦争の語り部」を制作いたしました。映像については、区内図書館でのDVDの貸出しやホームページでの公開を行っております。

以上、令和2年度の事業概要の報告となりますが、令和3年度につきましても、各種イベント、講座については緊急事態宣言中は原則中止とするなど、昨年度に引き続き感染症対策を講じての図書館運営となっております。

今後については、引き続き指定管理者とも連携し、コロナ禍における図書館サービスのあり方や、ICTを活用した新たな施策の検討を行い、図書館サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。本件の説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 第二次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、第二次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況について御説明いたします。資料9を御覧ください。

図書館では、平成28年3月に第二次江東区こども読書活動推進計画を策定し、こどもの読書環境の充実に取り組んでおります。本日は、第二次計画の5年目に当たる令和2年度の取組実績を御報告いたします。

1の計画の概要は記載のとおりとなっております。

2の計画の目標ですが、計画の柱、「地域が協働して育む、豊かなこどもの読書環境づくりの推進」のもと、乳幼児、小学生、中学・高校生の年代別に目標を掲げ、読書活動の推進を図ることとしております。

3の計画期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間を1年延長したことから、令和3年度までの6年間としております。

各種取組の進捗状況の詳細については、別紙にまとめておりますが、令和2年度の主たる取組実績を4の令和2年度取組実績に記載しております。

まず、成長段階に合わせた具体的な取組として、①乳幼児への取組は、保健相談所乳幼児健診事業でのブックリストの配布やオンライン開催となった子育てメッセでブックリストを動画で紹介するなど、乳幼児期の親子に向けてブックスタートへの支援を行いました。

次に、②小中学生への取組としては、学校において図書館作成のブックリストからお勧め本を紹介したり、町探検の学習等で小学生向けの図書館ガイド「としょかんたんけん」を活用するなど、学校と連携し、読書活動への動機づけを行いました。

次に、③高校生への取組としては、都立高等学校図書委員による手作りPOP展示会で同世代が共感を持てる資料を紹介し、読書から遠ざかりがちな高校生に本との出会いの場を創出いたしました。

また、④特別な支援を必要とする児童への取組では、文字や音声、絵や写真等の画像を同時に楽しめるデジタル録音図書、マルチメディアデジジーの受入れを開始し、録音図書の充実を図りました。

各成長段階に合わせた取組を進める一方で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種おはなし会の一部中止や学校訪問や職場体験学習の受入れ等の事業を中止といたしましたところでは。

次の(2)読書活動支援に関わる人材の育成でございますが、感染症対策を講じた上でボランティアのスキルアップに努めました。

また、(3)啓発・広報でございますが、令和2年度より夏休み読書スタンプラリーを実施いたしました。

また、(4)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた取組では、オリンピック・パラリンピックに関連する資料の収集、展示を行いました。

以上、令和2年度の事業の一部を御報告いたしましたが、取組実績の詳細は別紙の表にまとめてございますので、後ほど御覧ください。本件に関する説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 第三次江東区こども読書活動推進計画の策定についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、第三次江東区こども読書活動推進計画の策定につきまして、御報告いたします。資料の10を御覧ください。

1、経緯でございますが、江東区こども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本区のこどもたちが読書に親

しみ、学び、成長していくために、図書館や学校、子育て支援施設等における取組の方向性について定めるため、平成23年3月に策定したものです。その後、平成28年3月に第二次計画として改定を行いましたが、令和3年度をもって現行計画の計画期間が満了することから、今回、第三次計画を策定いたします。

2、対象ですが、本計画の対象は0歳からおおむね18歳までとしております。

また、3、計画の期間でございますが、令和4年度から令和7年度までの4年間としております。本来、第三次計画につきましては、令和3年度から5年間の計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により策定を1年延期したことから、令和4年度から4年間の計画とし、本計画とも関連の深い教育推進プラン・江東と計画の最終年度を合わせてございます。

次に、4検討状況でございますが、第三次計画の策定にあたり、関係部課長及び小中学校及び幼稚園の校長からなる策定委員会をこれまで2回開催し、こどもの読書に関するアンケート結果を報告するとともに、幼稚園や学校、子育て支援施設等に実施したヒアリングの内容も踏まえ、新計画の骨子等について検討をまいりました。

恐れ入りますが、別紙1、こどもの読書についてのアンケート集計結果を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、1ページ目の1目的を御覧ください。本アンケート調査につきましては、第三次計画の策定に活用することを目的に、保育園や幼稚園に通園している乳幼児の保護者、小中高生、子育て支援施設等を対象にアンケートを行いました。アンケートの概要については、1ページ及び2ページに記載のとおりです。

3ページを御覧ください。7、集計結果の概要について、主な内容を御説明いたします。中段の表を御覧ください。これは1か月に1冊以上の本を読んだと回答した各年代の割合を示した表です。江東区の今回の調査では、表の最下段にある東京都の平成31年度の調査と比較すると、全年代で1か月に1冊以上本を読んだこどもの割合が上回っております。

ただし、表の中段の江東区の平成27年度の調査と比較すると、高校生については前回調査結果を下回った数値結果となっております。

なお、本アンケートにおいて本と記載しているものにつきましては、教科書や参考書、漫画、雑誌は含んでおりません。

次に、別紙2を御覧ください。1、第三次江東区こども読書活動推進計画の骨子案でございますが、全体目標は「こどもたちが本に親しみ、豊かな未来を生きる力を身につける」としております。第一次、第二次計画の全体目標である計画の柱は、地域が協働して育む、豊かなこどもの読書環境づくりの推進としておりましたが、第一次計画策定から約10年経ったことから、第三次計画策定にあたっては、こどもたちが主役となるよう、こども主体の目標に変更し、新たな計画の策定にあたって

まいります。

なお、年代別の目標や各方針については記載のとおりです。

また、今回策定する第三次計画より成果指標を導入し、計画の進捗管理を実施してまいります。指標は、主要指標と対象別指標に分けて設定し、主要指標は計画の最終年度となる令和7年度にアンケート調査を実施し、確認いたします。対象別指標は、毎年度実績を確認し、単年度ごとに計画の進捗を評価してまいります。

指標の内容ですが、主要指標は1か月に1冊以上の本を読んだこどもの割合の上昇とし、目標値については、小学校2年生から中学校2年生までは、都の計画における令和7年度に向けた上昇率を参考に設定し、高校2年生については、前回平成27年度の本調査における結果を上回るよう設定いたしました。

次に、対象別指標については、全年代で区立図書館登録者数を設定しています。これは教育推進プランにおいても目標値として設定しているものであり、図書館で本を借りる人数が増えることで、図書館以外、例えば書店などで本を入手する児童生徒が増えると推測され、主要指標の達成に向けた要因の1つになると考え、設定しております。

その他、乳幼児では、おはなし会の実施回数を設定しておりますが、乳幼児の間は誰かに本を読んでもらう時期が主であり、この経験が将来の読書習慣の形成につながることから、乳幼児期の指標案としております。

また、小中学生の指標として、学びスタンダード定着度調査において実施している、本を読むのが好きな児童生徒の割合を設定しています。スポーツや学習、遊びといった時間の過ごし方もある中で、読書活動を推進するためには、読書に対して好意を持ってもらうことが重要であるという考えから設定をしております。

恐れ入りますが、資料10へお戻りください。4の検討状況の最下段になりますが、今後につきましては、素案の作成を進めるとともに、区民意見の募集等を経て、令和4年3月を目途に第三次計画を策定する予定でございます。

本件に関する説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

今、館長のほうから、こども読書推進計画、お話ありましたけれども、こども主体のという言葉がありましたけれども、すごい大事ななというふうに思っております。今回のアンケートを収集して、ヒアリングもというふうにしてありまして、そのヒアリング、具体的にどんなヒアリングをされたか、ちょっと教えていただけますか。

棚瀬江東図書館長 今回、第三次計画を策定するにあたっての1つの課題といたしまして

は、特別な支援を要する児童生徒、また、日本語を母語としない児童生徒についても、読書にアクセスしやすい環境を整えていくということも1つ課題として、今後改善していかなければいけない課題として考えております。

そちらにあたりまして、障害児の通所支援事業所である児童発達支援事業所や、また、放課後等デイサービス事業所に、アンケートは全施設をお願いをし、また、お時間を取っていただける施設については、施設に伺って、図書館員がヒアリングをしているところです。

また、日本語を母語としない児童生徒への読書環境の整備ということに関しましては、児童生徒に日本語を教えているNPO法人にヒアリングを行いまして、どういったところがネックになっているのか、そういったところを現在ヒアリングをしているところです。

障害児通所支援施設で御意見多かったのが、やはりお母様方が、図書館に行って騒いでしまって行きにくいといった、そういったような御意見もいただいておりますので、それは障害をお持ちでないお子様のお母さんも気にされている部分もあるかと思っておりますので、そういった親子連れが来やすい図書館にするためにどうしたらいいか、そういったことも今後課題として検討してまいりたいと思っております。以上となります。

本多教育長 こどもからの直接のヒアリングはされていますか。

棚瀬江東図書館長 今回、小学校と中学校の図書委員の児童生徒と、図書館員との意見交換の時間を設定していただく予定で、今、学校と調整をしております。

実は、小学校につきましては8月末に予定をしていたところですが、今回、感染状況の状況もございますので、9月末に延期になったところでございますが、今後、直接児童生徒からも図書館また本に関する意見を聞いて、ぜひ第三次計画のほうに反映していきたいということで考えております。

本多教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ステイホームで、逆に言うと、本に触れ合うチャンスが多いんじゃないかなというところもあるので、この三次計画をうまく作りながら進めていってもらえればと思います。

それでは、以上で本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 令和3年度特別整理期間に伴う東陽図書館の休館について説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、令和3年度特別整理期間に伴う東陽図書館の休館について御報告いたします。資料11を御覧ください。

図書館では年に1回、図書館内の全ての蔵書の点検、また、汚損・破

損等による図書の除籍のほか、書架の配置替え等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。特別整理期間に伴う休館については、基本的に引き続く3日間の休館期間をいただいております。

今回、東陽図書館の休館期間についての御報告となりますが、他の図書館の特別整理期間については、令和3年2月12日開催の第2回教育委員会定例会で御報告をしております。東陽図書館につきましては、教育センターの改修工事の状況を踏まえ、別途設定することといたしており、今回、工事工程が固まってまいりましたので、御報告するものです。

1の特別整理期間に伴う休館期間につきましては、令和4年2月1日から3日までといたします。これは、東陽図書館については、昨年度も2月に特別整理期間を設けており、同時期に蔵書点検を実施することが資料管理上適切であること、また、東陽図書館の改修工事が今年10月から11月末までの2か月行われ、その間、サービス縮小や2週間の休館が予定されていることから、改修完了直後に特別整理期間を設けることはせず、改修工事の期間と一定程度の間を設けるためです。

また、3、休館期間の周知方法ですが、江東区報、図書館ホームページ、館内ポスター等により周知を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

進 藤 委 員 特別整理の作業の中で、破損だとか、そういう図書の除籍とかって、この3番の書架の配置変えというような状況の中で、蔵書が増えるということはあるんですか。僕は豊洲図書館はよく行くんですけど、向こうの蔵書はすごく整理されていて、多いので、図鑑ですとか、子どもが喜ぶようなものがあるんですけど、東陽図書館もなかなかないかなと思うんですけど、その辺の配置変えとか、どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

棚瀬江東図書館長 特別整理期間における蔵書点検なんですけれども、各館の蔵書数は、例えば東陽図書館であれば約13万点の資料を所蔵しているんですが、それは全て、貸出し中のものもありますが、書架に配置されているかどうか、そういったところを1点1点全て点検するものでございます。そういった中ではやはりちょっと不明本というものがこの点検によって何件か出てくるというところがございます。

今回、東陽図書館の改修にあたりましては、老朽化に伴う改修ということで、空調設備の改修ですとか、あとは照明のLED化の改修となっております。書架の配置については、レイアウト、また物理的な面もあり、難しい部分もあるかと思いますが、なるべく工夫をしながら皆様

に手に取っていただける本を書架に並べるよう、また今後も努力してまいりたいと思います。

進藤委員 分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項1 東陽図書館の館内整理日の変更についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料13、東陽図書館の館内整理日の変更についてを御覧ください。

1、変更の内容ですが、本年10月及び11月の館内整理日を記載のとおり、各月の第3金曜日から10月は10月1日に、11月は11月30日に変更するものです。

館内整理日については、本区では毎月第3金曜日に設定をしており、全館でその日は休館し、書架などにある資料の整理や設備点検など、開館中ではできない作業を行っております。

東陽図書館については、資料の下段、3その他の(1)にもありますとおり、本年10月から11月末までの2か月の改修期間中、改修工事を行う予定ですが、(2)に記載の休館期間を除いた期間中については、工事に伴い、書架や閲覧席等への立入りを制限し、予約資料の貸出しと返却業務のみを行う予定となっております。

2か月の改修工事期間中に、館内の空調設備や照明等の改修を行いますが、利用者の安全のため、工事区間と利用者の動線を区分けする必要があります。そのため、2の変更理由となりますが、館内の間仕切りの設置工事及び最終日に復旧工事を実施する必要があることから、工事期間の初日と最終日を館内整理日として休館し、その間に作業を行うものです。

毎月、館内整理日としている第3金曜日については開館し、可能な限り開館日数については確保いたします。

なお、利用者へは江東区報、図書館ホームページへの掲載、館内のポスター掲示を行い、丁寧に周知を進めてまいりたいと存じます。

本件に関する説明は以上です。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

以上で傍聴案件の審議が終了しましたので、傍聴の方は事務局の指示に従い、御退室願います。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、以上をもって令和3年第9回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。